

◎新潟県告示第655号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
令和7年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称
社会福祉法人恩賜財団済生会
- 2 事業の種類
済生会新潟病院駐車場整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
新潟市西区寺地字浦郷地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

済生会新潟病院駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法人恩賜財団済生会が運営する済生会新潟病院（以下「本病院」という。）に係る事業であることから、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者の支部組織として本病院を経営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会の理事会において施行を決定しており、また、本件事業に必要な経費については、自己資金及び借入金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本病院は、二次医療機関として一次医療機関、三次医療機関との連携を進めるとともに、令和5年5月に新潟市救急医療拠点病院に関する運営主体選定委員会から、新潟市内における医療再編による新たな救急拠点の整備・運営主体（以下「新救急拠点病院」という。）として選定されるなど、公的医療機関として地域医療体制における重要な役割を担っている。

本病院の現在の職員駐車場は、日勤と準夜勤、深夜帯と日勤など、職員の勤務の重複する時間帯において、職員駐車場の台数を超える人数の職員が勤務することから、一部の職員は、やむを得ず外来患者用駐車場を利用せざるを得ない状況にある。そのため、外来患者用駐車場の利用率がピークを迎える時間帯には、駐車待ち車両により本病院前の道路に渋滞が発生するほか、利用者がやむを得ず隣接する商業施設へ駐車するなど、病院周辺の交通環境が悪化しており、利用者から苦情が出ている状況となっている。また、職員駐車場の駐車ます以外のスペースにも駐車されており、救急車両や透析患者用車両の通行に支障が生じる可能性がある。加えて、本病院は令和5年5月に新救急拠点病院に選定され、年間8,000台以上の救急車受入れを目標とすることが決定し、更なる職員の増員が見込まれることから、駐車場の不足が一層深刻化することが懸念される。

本件事業は、こうした課題に対応するため、不足する駐車場を新たに確保するものであり、併せて、駐車場への乗入れ道路として周辺道路の拡幅を行うものである。

本件事業の実施により、既存市道の渋滞緩和、隣接商業地への駐車抑制、駐車場内の安全性の向上、外来患者の利便性の向上等が図られるとともに、救急車両や透析患者車両の円滑な通行が可能となることで、地域を支える公的医療機関として必要な医療の提供につながることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地内は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域に指定されているが、農用地の縁辺部に位置し、農用地の分断はなく、営農環境への影響は少ない。

また、本件起業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを新潟市に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、本病院の周辺3箇所を候補地として選定の上、法的条件、社会的条件、経済的条件を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

駐車場の現状を放置すると、今後予定される職員の増員により、外来患者の駐車スペースが更に不足することや、ピーク時間帯の混雑が更に悪化し、外来患者や職員の利便性が大きく低下することが予想される。また、敷地外に駐車待ち車両が溢れ、隣接する商業施設への駐車が増加することが予想され、周辺地域における交通渋滞や無秩序な駐車が常態化するおそれがある。さらに、救急車両や透析患者車両の通行に支障が出ることで、医療機関の機能にも支障をきたし、深刻な事態を引き起こしかねない。

これらを放置することにより、地域を支える公的医療機関として必要な医療の提供ができなくなる可能性があることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市役所財務部用地対策課